

# 議第 2 1 6 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」といいます。）の一部改正により，建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の対象に複数の建築物の連携による取組が追加されたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

## 2 建築物省エネ法の認定制度の概要

建築物省エネ法は，社会経済情勢の変化に伴い建築物のエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み，建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため制定された法律で平成 2 7 年に公布され，平成 2 8 年 4 月に誘導措置に関する部分が施行されました。建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画の認定」といいます。）※の制度は，この誘導措置の一つです。

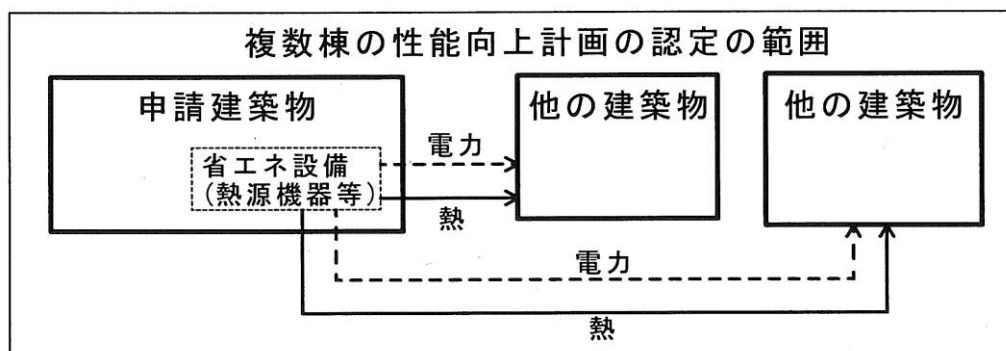
### ※ 性能向上計画の認定

建築物の新築等をする際に，当該建築物が建築物省エネ法の誘導基準に適合している旨の所管行政庁（呉市長）の認定を受けると，省エネ性能向上のための設備を設ける部分の床面積（当該建築物の延べ面積の 1 0 分の 1 が上限）を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない特例が適用されます。

## 3 条例改正に係る建築物省エネ法の一部改正の内容

建築物省エネ法が一部改正され，複数の建築物を総合的に評価し，高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進するため，性能向上計画の認定の対象に複数の建築物の連携による取組が追加されました。

これにより，従前は 1 棟の建築物に限り性能向上計画の認定が可能でしたが，次の図のように，性能向上計画の認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」といいます。）に「他の建築物」にも熱又は電気を供給するための熱源機器等が設置され，申請建築物と他の建築物のいずれもが当該認定の基準に適合しているときは，これらの建築物について性能向上計画の認定をすることが可能になりました。



## 4 条例改正の内容

複数の建築物に係る性能向上計画の認定等の申請があった場合の審査に係る手数料の額を定めます。当該手数料の額は，それぞれの建築物について性能向上計

画の認定の申請があった場合の審査に係る手数料の額を合算した額等とします。

**5 施行期日**  
公布の日